

関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 令和3年5月12日(水)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | | |
|-----|----------|---------------|---|---------------|
| (1) | 4月9日(金) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) | 4月9日(金) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) | 4月14・15日 | 藤井一雄会員 通夜・告別式 | 於 | セレモニーホール ゆうえん |
| (4) | 4月28日(水) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (5) | 4月28日(水) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (6) | 4月28日(水) | 社会保険労務士会 通常総会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1)例会・署との協議会
日時 5月12日(水)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2)研修会
日時 5月12日(水)午前10時45分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 DVD研修「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う税制上の取扱い」
- (3)支部監事監査会
日時 5月12日(水)午後2時00分～
場所 支部事務局
- (4)支部予算編成会議
日時 5月12日(水)午後3時00分～
場所 支部事務局
- (5)支部第1回理事会
日時 5月17日(月)午後1時30分～3時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (6)総務部会
日時 6月17日(木)午後12時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (7)正副支部長・地域長会議
日時 6月1日(火)午後2時30分～
場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

【熊谷市産業功労表彰】

本塚雄一郎会員

《支部推薦》

関東信越税理士国民健康保険組合 理事	本塚雄一郎会員・大谷宏一会員
関東信越税理士国民健康保険組合 支部国保長	相馬広明会員
熊谷市社会福祉協議会 監事	峯岸克俊会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部現在会員数 162名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 令和3年6月17日(木) 午後1時20分～3時00分 例会
午後3時00分～3時20分 署との協議会
午後3時30分～5時00分 第41回定期総会

*バス 午後12時40分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 8月10日(火)午後1時00分～3時40分
内容 「令和3年度 税制改正」
講師 本庄支部 松本純一先生
単位 4単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zei パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年5月現在)

8月例会	8月10日(火)	午後 2時00分～
9月例会	9月 9日(木)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(木)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 8日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月13日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(木)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

日時 令和3年5月12日(水)
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関東信越国税局における各種取組の実施について (総務課)

別添1 「内部事務のセンター化の実施について」 参照

別添2 「酒税事務の広域運営体制の変更について」 参照

別添3 「滞納整理事務の集中化の実施について」 参照

別添4 「関東信越国税局からの重要なお知らせ」 参照

国税庁では、経済社会の国際化・ICT化など、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現す

る」という国税庁の使命を果たすべく、平成29年6月に「税務行政の将来像」を公表し、その実現に向けた業務改革（BPR）に取り組んでいるところです。

こうした中、関東信越国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和3年7月以降別添のとおり取組を拡大します。

引き続き、税務行政（国税事務）にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- (2) 2021年度税務職員採用試験について (総務課)
別添5「2021年度税務職員採用試験要綱」参照

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集いたします。

詳しくは、国税庁や人事院のホームページをご参照ください。

- (3) 令和2年分申告所得税等に係る振替納税のお知らせ（はがき）について (管理運営部門)

税目	振替日	お知らせはがき発送日
申告所得税及び復興特別所得税	令和3年5月31日（月）	令和3年5月25日（火）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和3年5月24日（月）	令和3年5月19日（水）

令和2年分所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税に係る振替日については先月もお示しいたしましたが上記のとおりです。

なお、振替納税のお知らせはがきを上記のとおり国税局から一括で発送いたしますので、関与先等に対しまして、振替日前の残高確認をあらためてご指導いただきますようお願いいたします。

- (4) 令和2年分申告所得税及び復興特別所得税に係る延納分の納付について (管理運営部門)

納期限 令和3年5月31日（月）

※ 延納期間中は年利1.0%の割合の利子税がかかります。

※ 口座振替の未利用者には、令和3年5月17日（月）に納付書を発送する予定です。

- (5) PDFファイルによる電子納税証明書の発行等について (管理運営部門)
別添6「ネットで便利に納税証明書」参照

別添 7 「発行形式別の納税証明書の比較表」参照

別添 8 「電子委任状による代理請求（令和 3 年 7 月 1 日導入予定）」参照

別添 9 「納税証明書のデザインが変わります」参照

イ 電子納税証明書（PDF）の発行

令和 3 年 7 月 1 日（木）から電子納税証明書について、従来の XML ファイル（テキスト形式）による発行に加え、PDF ファイル（画像形式）による発行が可能となります。

発行された電子納税証明書（PDF）は申請者が家庭用プリンタやコンビニエンスストア等で印刷して使用（複数回利用も可）することが可能です。

また、発行された電子納税証明書（PDF）を国税庁ホームページに設置（令和 3 年 7 月公開）される納税証明書確認コーナーにアップロードすることによって、証明内容を確認することも可能となります。

ロ 電子委任状による代理請求

納税証明書（書面発行分を含む）のオンライン請求（書面省略請求及び来書型請求を除く）に電子委任状の添付を可能とすることで、①請求、②手数料支払、③受領までの一連の手続きがオンラインで代理人（税理士等）のみで可能となります。

ハ 納税証明書（書面）の様式変更

税務署で発行する書面の納税証明書についてこれまでの様式に変え、所定の処理を施した上、税務署のプリンタでコピー用紙（A 4）により出力し発行されます。

(6) インボイス制度に係る周知等の協力依頼について （法人課税部門）

別添 10 「令和 3 年 10 月 1 日から登録申請書受付開始！」

別添 11 「インボイス制度導入に当たっての事前準備について」

インボイス制度の導入が令和 5 年 10 月に予定されており、本年 10 月から、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

この別添資料は、インボイスの発行事業者としての登録が必要な事業者の方に向けて、早期の e-Tax による登録申請をお願いするために国税庁で作成した「登録申請に関するリーフレット」です。

関与先事業者の中には、登録申請が必要となる事業者が多数あるものと承知していますが、これらのリーフレットを活用していただき、関与先事業者の皆様に対して、登録申請の受付が始まること、さらに e-Tax による早期提出について周知していただきますようご協力をお願いいたします。

別添 10 は、国税庁ホームページに掲載されているものですが、事業者の方に早期に e-Tax を活用した登録申請を行っていただけるよう、表面には、本年 10 月 1 日から登録申請書の受付が開始されること、申請に当たっては e-Tax をご利用いただくと手続きがスムーズになること、裏面には、制度の概要等について記載しております。

別添 11 は、インボイス制度導入に当たっての事前準備や登録通知の受領など e-Tax による登録申請の利便性が記載されておりますので、後ほど内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、1 点注意いただきたい事項としては、登録通知の受領は、e-Tax による電子申請を行えば自動的に電子通知されるというのではなく、申請時において電子通知に同意いただく必要があります。別添 11 には、現在国税庁で開発中の申請画面のイメージを掲載していますが、登録通知の受領を e-Tax で希望される場合は、所定の箇所へのチェック・選択漏れがないようご注意ください。

適格請求書発行事業者の登録申請につきましては、今後も、機会ある度にお知らせさせていただくこととなりますが、e-Tax による登録申請書の早期提出にご理解とご協力をお願いいたします。

(7) 令和 3 年度酒類販売管理協力員の募集について (酒類指導官)
別添 12 「令和 3 年度酒類販売管理協力員の募集について」参照

国税庁では、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売販売場（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、一般酒販店など）への臨場調査（販売管理調査）を実施し、20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示の遵守状況や酒類の店頭価格を確認するとともに、必要に応じて是正指導等を行っています。

この販売管理調査を効果的に実施するため、ご自宅周辺での買い物等の機会を利用して、酒類小売販売場における 20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示の遵守状況等を確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を令和 3 年 5 月 31 日（月）まで全国の税務署にて募集しています。

募集要項につきましては、国税庁ホームページに掲載されており、各税務署の掲示板にも別添 12 「令和 3 年度酒類販売管理協力員の募集について」が掲示されています。

つきましては、関与先等に対しまして周知していただき、20 歳以上で希望される方がいましたら、業務を行うことを希望する地域を管轄する税務署を担当する酒類指導官部門へ連絡していただきますよう併せて周知をお願いいたします。

添付書類

- 1 「内部事務のセンター化の実施について」
- 2 「酒税事務の広域運営体制の変更について」
- 3 「納整理事務の集中化の実施について」
- 4 「関東信越国税局からの重要なお知らせ」
- 5 「2021 年度税務職員採用試験要綱」
- 6 「ネットで便利に納税証明書」
- 7 「発行形式別の納税証明書の比較表」
- 8 「電子委任状による代理請求（令和 3 年 7 月 1 日導入予定）」
- 9 「納税証明書のデザインが変わります」
- 10 「令和 3 年 10 月 1 日から登録申請書受付開始！」
- 11 「インボイス制度導入に当たっての事前準備について」
- 12 「令和 3 年度酒類販売管理協力員の募集について」

令和 3 年 4 月
関東信越国税局

内部事務のセンター化の実施について

内部事務のセンター化の概要

国税庁では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和元年7月から、複数の税務署（対象署）の内部事務（※）を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んでおります。

令和3年7月からは、国税局の組織として「業務センター室」（仮称）を設置するなど国税組織の体制を変更した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」の実施へ移行します（各局の実施状況は別紙のとおり）。

（※） 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

留意事項（令和3年7月以降）

- センター化の対象となっている税務署（対象署）に申告書、届出・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
- 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- センターでは電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問合せください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 上記センター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

令和3年7月以降におけるセンター設置場所及び対象署

	開始時期	名称(仮称)	センター設置場所	対象署数	対象署
札幌	令和元年10月	札幌国税局業務センター	札幌中署内 ^(※1)	2署	札幌中・浦河
	令和3年7月	札幌国税局業務センター函館分室	函館署内	3署	函館・八雲・江差
	令和3年7月	札幌国税局業務センター旭川分室	旭川中署内	3署	旭川中・名寄・深川
仙台	令和2年10月	仙台国税局業務センター	仙台北署内 ^(※1)	2署	仙台北・仙台中
	令和2年10月	仙台国税局業務センター盛岡分室	盛岡署内	2署	盛岡・二戸
	令和元年7月	仙台国税局業務センター山形分室	山形署内	3署	山形・寒河江・村山
	平成29年7月	仙台国税局業務センター局分室	国税局内		全署
関東信越	平成30年10月	関東信越国税局業務センター	国税局局内 ^(※1)	2署	浦和・大宮
	令和元年10月	関東信越国税局業務センター前橋分室	前橋署内	3署	前橋・沼田・中之条
	令和2年10月	関東信越国税局業務センター栃木分室	栃木署内	2署	栃木・佐野
東京	平成29年10月	東京国税局業務センター	東京上野署内	6署	小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島
	平成30年7月	東京国税局業務センター渋谷分室	渋谷署内	1署	渋谷
	令和元年10月	東京国税局業務センター甲府分室	甲府署内	4署	甲府・山梨・大月・鯉沢
	令和3年7月	東京国税局業務センター芝分室	芝署内	1署	芝
	令和3年7月	東京国税局業務センター武蔵府中分室	武蔵府中署内 ^(※1)	2署	武蔵府中・日野
	令和3年10月	東京国税局業務センター横浜南分室	横浜南署内	2署	横浜中・横浜南
	令和3年12月	東京国税局業務センター千葉西分室	千葉西署内 ^(※1)	2署	千葉東・千葉西
	平成30年7月	東京国税局業務センター浅草分室	浅草署内		全署(法人課税事務)
	令和元年10月	東京国税局業務センター狹窪分室	狹窪署内		全署(資産課税事務)
金沢	令和元年7月	金沢国税局業務センター	金沢署内 ^(※1) (令和3年11月に石川県庁舎へ移転予定)	3署	金沢・小松・松任
	令和元年7月	金沢国税局業務センター福井分室	福井署内	2署	福井・大野
名古屋	平成29年11月	名古屋国税局業務センター	名古屋中署内 (令和3年10月に局裏分庁舎(※1)へ移転予定)	2署	名古屋東・名古屋中
	平成29年7月		国税局東分庁舎内		全署(行政指導事務等の集約処理)
	令和元年7月	名古屋国税局業務センター豊橋分室	豊橋署内	3署	豊橋・西尾・新城
	令和元年10月	名古屋国税局業務センター清水分室	清水合同庁舎	2署	清水・藤枝
	令和2年10月	名古屋国税局業務センター津分室	津署内	2署	津・松阪
大阪	平成29年10月	大阪国税局業務センター	東淀川署内	4署	大阪福島・西淀川・東淀川・大淀
	令和元年10月	大阪国税局業務センター神戸分室	神戸税関ポートアイランド出張所庁舎	5署	灘・兵庫・長田・須磨・神戸
	令和2年10月	大阪国税局業務センター北分室	北署内 ^(※1)	3署	浪速・東成・北
	平成29年4月	大阪国税局業務センター南分室	南署内		一部の署(個人課税及び資料情報事務)
	平成30年7月	大阪国税局業務センター大阪福島分室	大阪福島署内		全署(資産課税事務)又は一部の署(個人課税及び資料情報事務)
	令和2年7月	大阪国税局業務センター西淀川分室	西淀川署内		一部の署(法人課税及び間接課税事務)
	令和3年7月	大阪国税局業務センター長田分室	長田署内		一部の署(個人課税及び資料情報事務)
広島	令和元年10月	広島国税局業務センター	広島西署内 ^(※1)	3署	広島南・広島西・吉田
	平成30年7月	広島国税局業務センター岡山東分室	岡山東署内	2署	岡山東・西大寺
	令和3年10月	広島国税局業務センター出雲分室	出雲地方合同庁舎	3署	出雲・石見大田・大東
高松	令和3年7月 (令和2年10月)	高松国税局業務センター	国税局内 ^(※1) (高松署)	2署	高松・土庄
	令和元年7月	高松国税局業務センター高知分室	高知署内	2署	高知・伊野
福岡	令和2年10月	福岡国税局業務センター	福岡署内 ^(※1)	2署	博多・福岡
	令和3年7月	福岡国税局業務センター小倉分室	小倉署内	2署	門司・小倉
熊本	平成31年4月	熊本国税局業務センター	熊本東署内 ^(※1)	6署	熊本西・熊本東・八代・人吉・山鹿・宇土
沖縄	令和元年10月	沖縄国税事務所業務センター	北那覇署内 ^(※1)	2署	那覇・北那覇
	令和元年7月	沖縄国税事務所業務センター沖縄分室	沖縄署内	2署	沖縄・名護

※1 「対象署」欄記載の対象署以外に全署又は一部の署を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

※2 網掛は、行政指導事務等の集約処理のみを担当するセンターを示す。

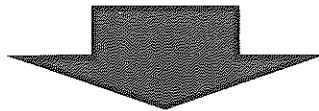
※3 下線は、令和3年7月以降に新たに追加するセンター及び対象署を示す。

令和 3 年 4 月
関東信越国税局

酒税事務の広域運営体制の変更について

関東信越国税局では、税務署における酒税事務の効率的な事務運営を図る観点から、中心署による広域運営を行っておりますが、茨城県においては、令和 3 年 7 月 12 日（月）以降、以下の体制で実施します。

酒税事務の広域運営実施署（変更前）		
（中心署）	（主な事務）	（対象署）
水戸署	免許事務	茨城県下署
	調査・検査	



酒税事務の広域運営実施署（変更後）		
（中心署）	（主な事務）	（対象署）
水戸署	免許事務	日立署、太田署、潮来署
	調査・検査	茨城県下署
土浦署	免許事務	古河署、下館署、竜ヶ崎署

留意事項

- 酒税担当職員の配置
対象署には、酒税担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の酒税担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
 - 窓口における相談等
原則として電話により対応を行いますが、窓口における酒税事務に関する相談等には、事前予約を受け付けた上で、中心署の酒税担当職員が対応します。
- ※ 一般相談・個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。

滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、令和 3 事務年度は、以下の税務署で実施します。

滞納整理事務の集中化実施署	
(中心署)	(対象署)
宇都宮署	氏家署
栃木署	佐野署
前橋署	沼田署
高崎署	藤岡署、富岡署
新潟署	新津署、巻署
長岡署	小千谷署
高田署	柏崎署、糸魚川署
長野署	信濃中野署
松本署	大町署

(注) 下線は、本年 7 月 12 日以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

- 滞納整理
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談
納付相談は、引き続き、対象署の管理運営・徴収部門（一部の署については総務課）において対応します。
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。

関東信越国税局からの重要なお知らせ

令和3年7月から、国税局の組織である「業務センター室」（仮称）で、一部の税務署を対象に、申告書の入力などの内部事務の集約処理（内部事務のセンター化（※））を実施します。

納税者の皆様には、以下の事項につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（※）「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

郵送等による送付先の変更、窓口でのご相談

令和3年7月12日（月）以降、申告書等を郵送等により提出する場合の送付先が変わります。

申告書等を郵送等により提出する場合は、下表の送付先宛に送付をお願いします。

また、税務署窓口でのご相談は、事前予約が必要です。

※ 事前予約されずに窓口にお越しいただいても、相談対応できない場合がありますので、ご注意願います。

税務署にお越しいただく前に、電話による相談もできますので、まずは、電話相談センターをご利用ください。

【送付先及び電話番号】

所轄税務署	送付先		電話による問合せ先 (管轄税務署電話番号)
	郵便番号	宛名	
浦和署	330-9587	関東信越国税局業務センター	048-600-5400
大宮署			048-641-4945
前橋署	371-8587	関東信越国税局業務センター 前橋分室	027-224-4371
沼田署			0278-22-2131
中之条署			0279-75-3355
栃木署	328-8587	関東信越国税局業務センター 栃木分室	0282-22-0885
佐野署			0283-22-4366

※ 申告書等を郵送により提出する場合は、郵便番号と宛名を記載してください。住所の記載は不要です。

【事前予約の受付】

上記所轄税務署の電話へお掛けいただくと自動音声案内が流れますので、「2」を選択し、面接相談の事前予約である旨を伝えてください。

【電話によるご相談】

上記所轄税務署の電話へお掛けいただくと自動音声案内が流れますので、「1」を選択後、ご相談内容に応じた番号を選択すると電話相談センターにつながります。

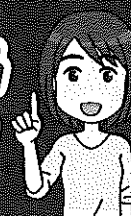
2021年度税務職員採用試験要綱

- **概要** 税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。
- **受験資格**
 - 1 令和3年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和4年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- **試験の程度** 高等学校卒業程度
- **申込方法等**
 - ※【原則】インターネット申込み
 - 次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - 受付期間
令和3年6月21日（月）午前9時～6月30日（水）[受信有効]
 - 【インターネット申込みができない場合】
 - 問合せ先
希望する第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）
- **試験日**

第1次試験日 令和3年9月5日（日）
第2次試験日 令和3年10月13日（水）～10月22日（金）のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時
- **合格者発表日**

第1次試験合格者 令和3年10月7日（木）
最終合格者 令和3年11月16日（火）
- **問合せ先**
 - インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線2333
午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
 - 上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係
TEL：（付加ダイヤル）048-600-3290 内線2097
※発信音のあと内線番号を押してください。
午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

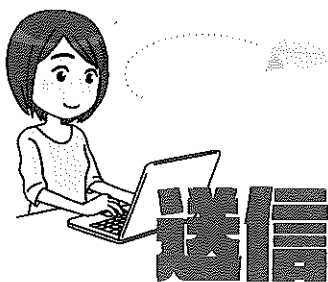
ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

① インターネットで請求 (来署不要)



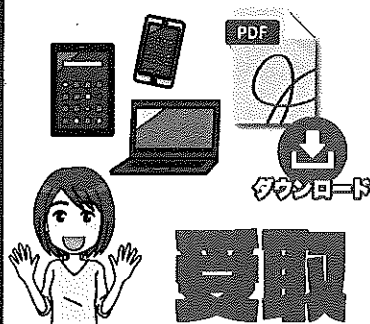
e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

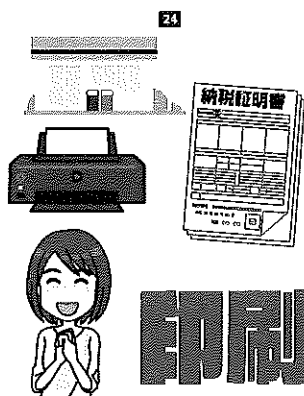
② PDF ファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

③ 自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

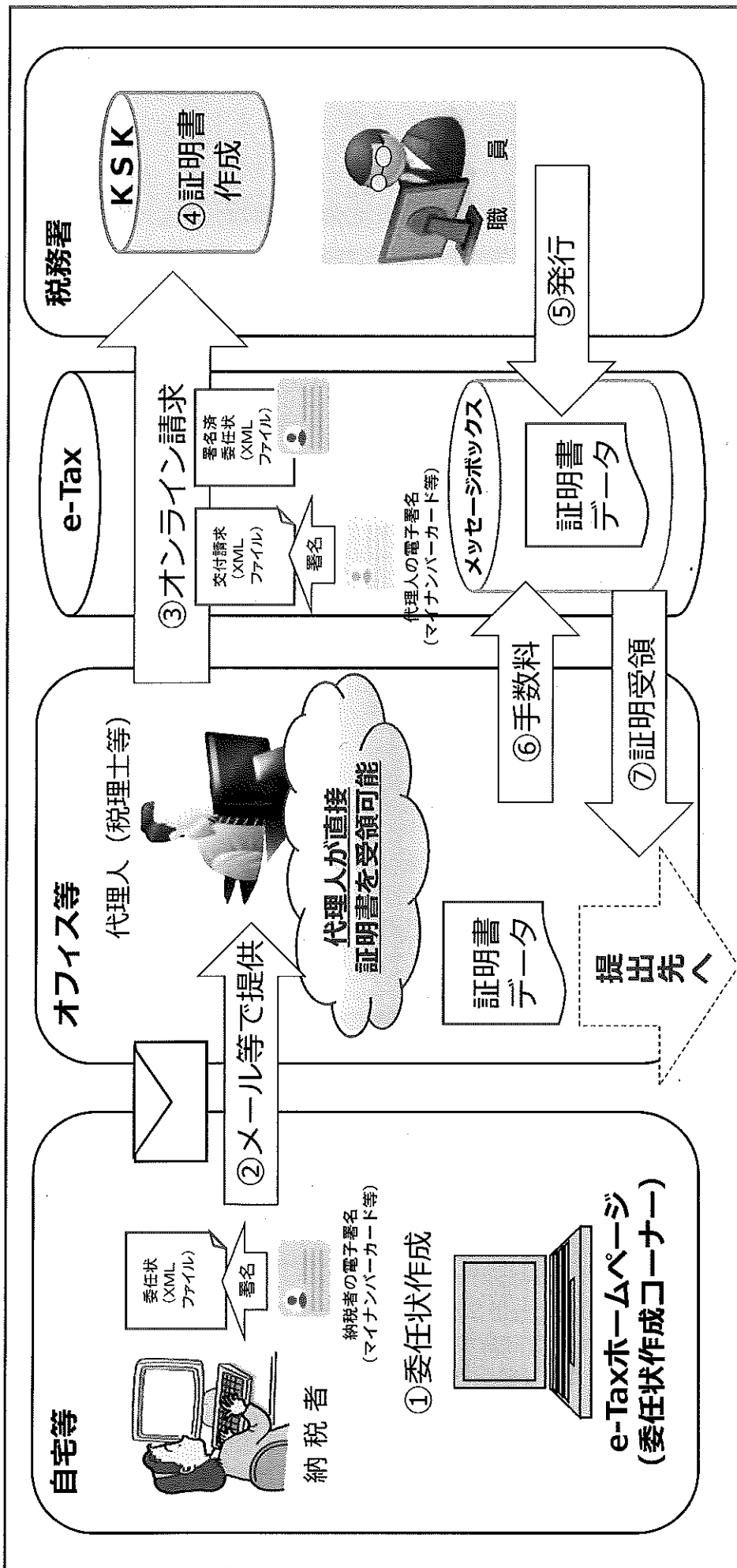


発行形式別の納税証明書の比較表

	電子納税証明書 (XML)	電子納税証明書 (PDF)	納税証明書 (書面)
申請方法	電子申請(署名省略請求及び来署型請求を除く)	電子申請(署名省略請求及び来署型請求を除く)	電子申請及び書面申請
発行手数料	370円	370円	電子申請: 370円 書面申請: 400円
QRコードの添付	なし	あり	あり(手作業分を除く)
コピーチェック (複写)	なし	なし	あり
税務署長等の電子署名及び電子証明書の添付	要	不要	—
提出先への提出方法	メール等に添付	自宅等のプリンタで印刷、又はメール等に添付	書面提出
納税証明書確認コーナーの利用	利用不可	電子納税証明書(PDF)を直接、又は印刷した納税証明書をスキャナで画像データに変換して、アップロードすることで利用可	納税証明書(書面)をスキャナで画像データに変換して、アップロードすることで利用可
電子委任状による代理請求	可	可	電子申請(署名省略請求及び来署型請求を除く)のみ可

○ 電子委任状による代理請求（令和3年7月1日導入予定）

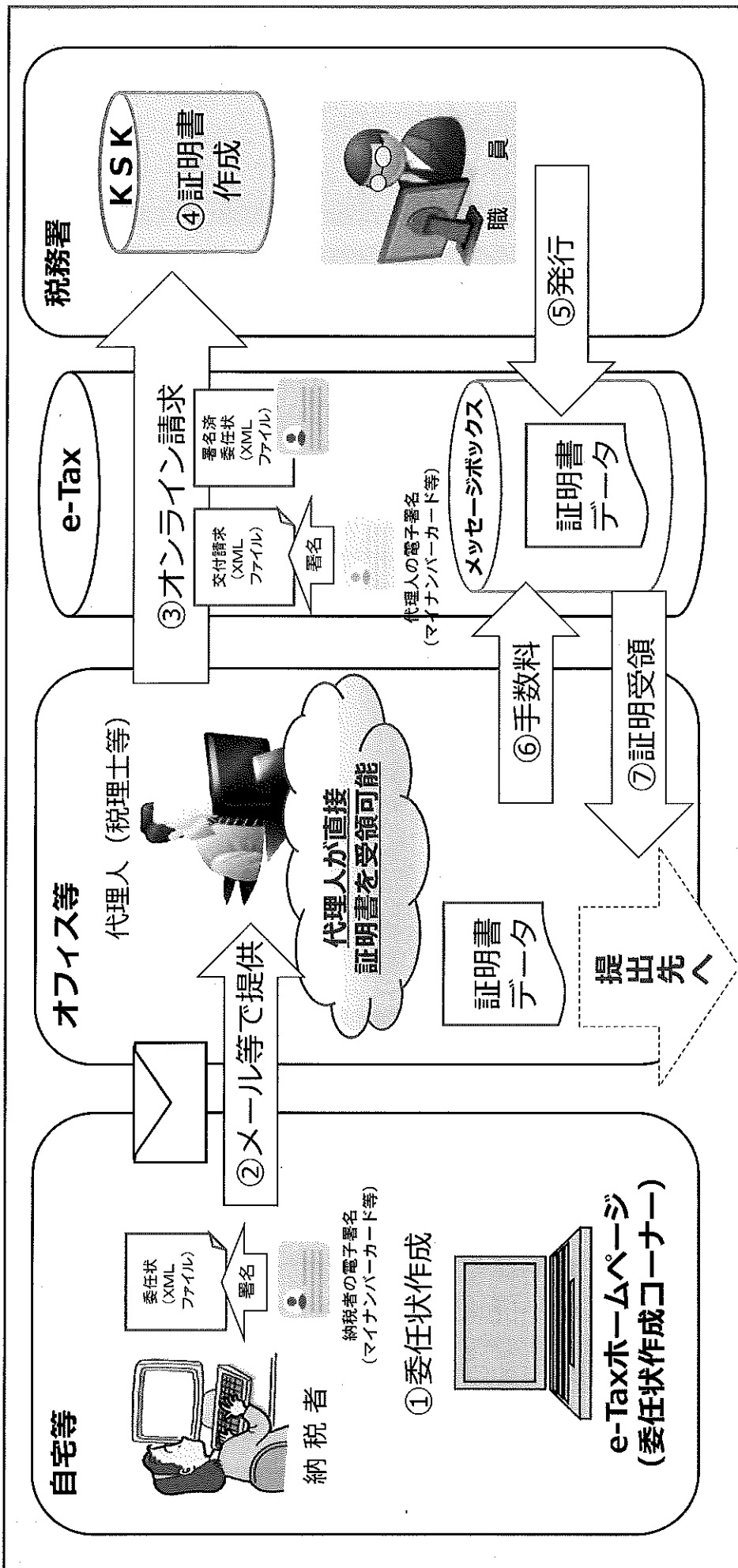
納税証明書のオンライン請求に電子委任状の添付を可能とし、①請求、②手数料支払、③受領までの一連の手続をオンラインで代理人（税理士等）のみで可能にする。



- ※ 1 電子委任状の作成には委任者（納税者）の電子署名と電子証明書が必要。
- ※ 2 オンライン請求時に納税者が電子署名した委任状が添付されるため、交付請求データに納税者の電子署名は要しない。
- ※ 3 証明書は書面発行分を代理人が郵送で受け取ることも可能。

○ 電子委任状による代理請求（令和3年7月1日導入予定）

納税証明書のオンライン請求に電子委任状の添付を可能とし、①請求、②手数料支払、③受領までの一連の手続をオンラインで代理人（税理士等）のみで可能にする。



- ※ 1 電子委任状の作成には委任者（納税者）の電子署名と電子証明書が必要。
- ※ 2 オンライン請求時に納税者が電子署名した委任状が添付されるため、交付請求データに納税者の電子署名は要しない。
- ※ 3 証明書は書面発行分を代理人が郵送で受け取ることも可能。

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

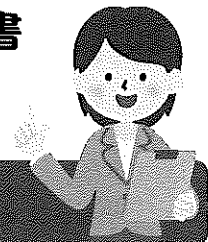
令和3年10月1日から

登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

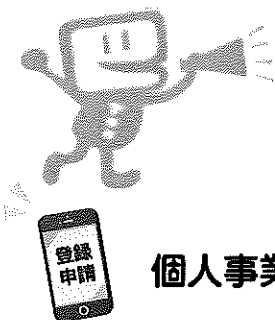
登録申請書の
受付開始令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

登録申請は、e-Taxをご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

インボイスってナニ?

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		

※は軽減税率対象

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社 (T.1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月分		① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		

※は軽減税率対象

「インボイス制度」ってナニ?

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(*)の保存等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



インボイス制度導入に当たっての事前準備について

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- ・ 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ・ 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外にはインボイスを交付できません。

インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

▶ 売手の立場としての事前準備

- ・ 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- ・ インボイス制度に対応できるような必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

▶ 買手の立場としての事前準備

- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!! ～

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利!!

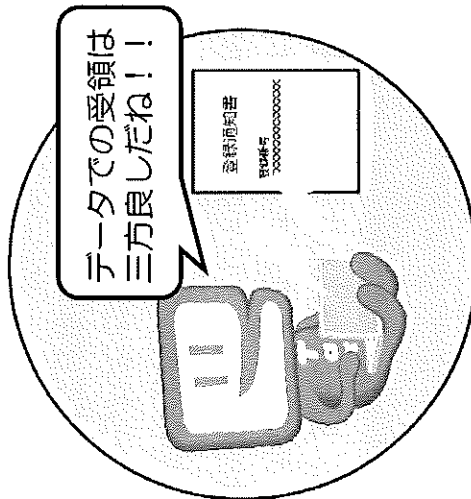
登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

- **登録通知が早く受け取れる!**
税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。
- **紛失リスクがない!**
登録通知は、メッセージボックス内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。
- **取引先への連絡が便利!**
メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

- **税理士にもお知らせが届く!**
事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

- **書面保存が不要!**
登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。
- **真正性の確認が可能!**
登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト(WEB版)を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

～登録通知の受領はe-Tax(ポータ)で!!～

「ポータ」で受け取っても大丈夫!!

登録通知がe-Taxで通知されたことはすぐに分かるの？

⇒ 登録通知がメッセージボックス内に格納されると、メールでお知らせします！

※ 事前にメールアドレスの登録が必要です。

印刷できないの？

⇒ 書面通知と同様の形式での印刷が可能です。

個人事業者は、マイナンバーカードがないと、メッセージボックスの登録通知が確認できないのでは？

⇒ 個人事業者の方がメッセージボックス内の登録通知を確認する際には、マイナンバーカード等がなくても利用者識別番号及び暗証番号のみで確認できます！

※ マイナンバーカードがあればメッセージボックス内の全ての情報が確認できてより便利です。

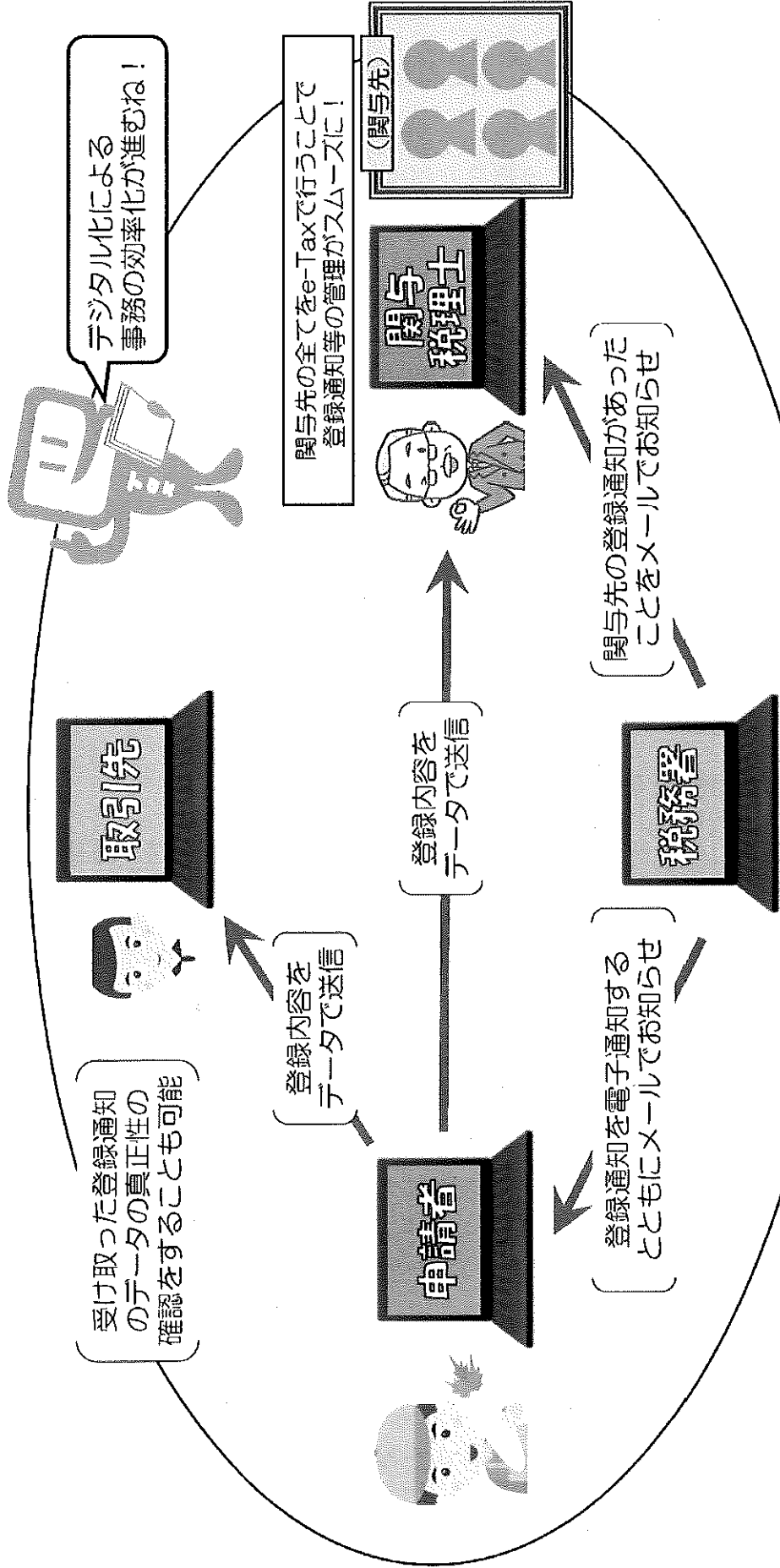
登録通知をポータでもらっても安心だね!

ポイント

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!! ～

「データ」で受け取るとみんなパーパス!!

登録通知をデータで受け取ると、登録情報のやり取りが全てデータで完結できます!



令和3年5月6日
熊谷税務署**令和3年度酒類販売管理協力員の募集について**

関東信越国税局では、酒類小売販売場（スーパー、コンビニエンスストア、小売酒販店など）で買い物等をする機会を利用して、20歳未満の者の飲酒防止に関する表示や店頭価格の状況等を確認し、税務署に連絡していただく『酒類販売管理協力員』を募集しています。

【業務内容】

酒類小売販売場における20歳未満の者の飲酒防止に関する表示等を確認し、その内容を所定の用紙に記載して、当署へ提出していただきます。

【業務実施範囲】

熊谷税務署管内（熊谷市、深谷市及び大里郡）

【業務委嘱期間】

委嘱期間は、委嘱を受けた日から令和3年9月30日（木）までの間です。
なお、委嘱期間は変更となる場合があります。

【募集人員】

1名程度

【酒類販売管理協力員の選考基準】

- 20歳以上の方
- 日常生活において酒類の陳列場所や価格情報に接する機会のある方
- 中立・公平かつ適正に業務を実施していただける方
- 来署等により、確認先店舗の調整や確認内容の連絡を容易に行うことができる方
- 業務の実施に先立って開催される説明会に参加いただける方

【募集期間】

募集期間は、令和3年5月6日（木）から令和3年5月31日（月）までの間です。
なお、募集期間は変更となる場合があります。

【応募方法】

「令和3年度 酒類販売管理協力員応募用紙」及び「誓約書」を作成の上、送付又は持参により、当署（酒類指導官）までご応募ください（令和3年5月31日（月）必着）。

なお、「応募用紙」及び「誓約書」は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）に掲載しています。

（ホーム＞税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞酒類の販売管理＞

令和3年度 酒類販売管理協力員の募集について）

【謝金】

謝金の額は、業務実施1件当たり1,000円（交通費等含む。）です。

【その他】

予算の都合上、業務実施件数には限りがあります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。熊谷税務署酒類指導官（電話：048-521-5869）へお尋ねください。

<報道発表資料>

令和3年5月7日

令和3年度自動車税（種別割）納税通知書の印字誤りについて

「令和3年度自動車税（種別割）納税通知書」の印字誤りがあり、以下の方法による納税ができません。

県民の皆様には多大な御迷惑をおかけし申し訳ありません。

なお、エラーの発生原因等については、現在調査中です。

- 金融機関ATMで、「納税通知書を自動で読み取る方法」による納税
- ゆうちょ銀行ATMで、「払込書読取」の方法による納税

(参考) 窓口での納税のほか、次のような方法で納税いただくことができます。

- スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay、PayB）
- ウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」でクレジットカード納税
※ 決済手数料（納税者負担）がかかります。
- ペイジーで納税
(インターネットバンキング、モバイルバンキングで口座から引落し)
- 金融機関ATM、ゆうちょ銀行ATMで、収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分を直接ATMに入力いただき納税

令和3年度 自動車税(種別割)の定期課税について

納 期 限

5月31日 (月)

5月6日(木)に納税通知書を発送します。

令和3年度定期課税状況

○ 課税台数：約234万台 ○ 課税額：約848億円

納税方法

キャッシュレス

新 スマートフォン決済アプリ

(PayPay、LINE Pay、PayB)

・クレジットカード

・インターネットバンキング

現金

・金融機関

・コンビニエンスストア

・MMK設置店

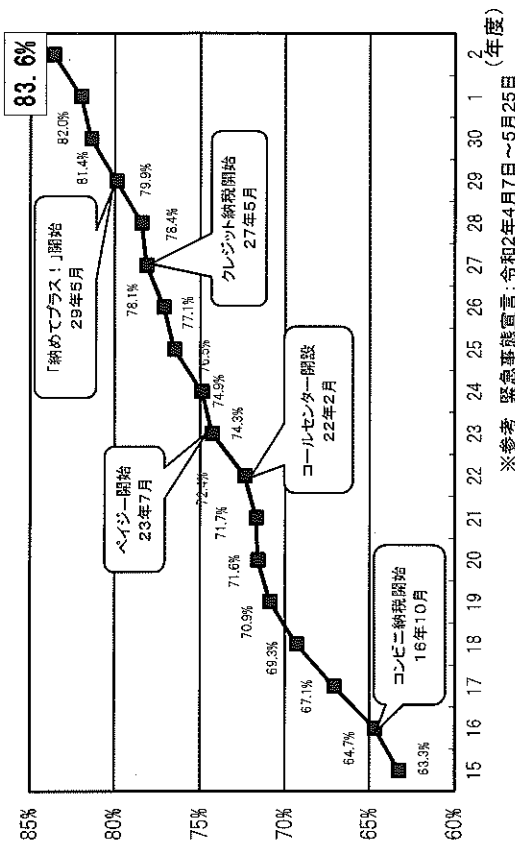
・県税事務所、自動車税事務所(支所を含む。)

徴収猶予

納期限までの納税が困難な場合は自動車税コールセンターに相談するよう広報を行い、納税の猶予の要件に該当する場合は、県税事務所が対応します。

納期内納税率の推移

納期内納税率 20.3ポイント増加 (H15～R2)



障害者の方のための減免申請

令和3年度課税の自動車税(種別割)については、7月30日(金)までに申請すれば、納期限内に申請を受け付けた場合と同様に年税額全額(上限あり)を減免します。

埼玉協熊谷地域5月例会

令和3年5月12日(水)

<会務報告>

- 令和3年4月15日(木) 第一回常務理事会 地域長会
11:00 ロイヤルパインズホテル浦和
*地域活動費について
*大同生命との協議会について
*その他
- 令和3年4月15日(木) 役員推薦会議
12:30 ロイヤルパインズホテル浦和
*埼玉県税理士協同組合理事の推薦について
*その他
- 令和3年4月15日(木) 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について
14:00~15:30 ロイヤルパインズホテル浦和
*2年度事業報告と3年度事業計画
*その他
- 令和3年4月22日(木) 日本生命VIP代理店推進会議
15:00 清水園
*VIP代理店の推進について
*その他

<会務予定>

- 令和3年5月17日(月) 朝日生命VIP代理店推進協議会
15:00 清水園
*VIP代理店化の推進について
*その他

<提携企業インフォメーション>

朝日生命

令和3年5月吉日

会員 各位

関東信越税理士会 熊谷支部
調査研究部長 福島 繁夫

「税制改正建議要望項目」について

新緑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。今年も「税制改正建議」について会員の皆様に要望を募集する時期になってまいりました。

つきましては、調査研究部より支部会員の皆様に「税制改正建議要望項目」についてご協力を広くお願いしたいと存じます。要望をお持ちの会員様には、別紙の「税制改正建議要望項目」の様式に従い記載の上、熊谷支部事務局までFAX等によりお送りいただけますようお願いいたします。

「税制改正建議要望項目」

別紙 様式のとおり

※誠に勝手ながら8月27日（金）までに支部事務局宛てにお願いします。

TEL 521-3312

FAX 521-9612

税制改正建議要望項目

No. _____ 支部 _____ 氏名 _____

◆改正要望項目	税目【	】	税法項目	←必ずご記入のこと
◆関係条文				
◆理由				
○数件ある場合はコピーしてご利用ください。				

提出窓口 税理士会 熊谷支部 事務局

TEL / 048-521-3312



FAX / 048-521-9612


※提出に当たり、「改正要望項目」の他に「関係条文」「理由」を必ずご記入願います(簡潔に)。

第四世代税理士用電子証明書をお持ちの方

申込受付期間：2021.4.5～2021.12.27

事前準備

- ① インターネットに接続したパソコン (Windows 10、8.1)
 
- ② 税理士用電子証明書対応ICカードリーダー
 

※ご利用のパソコンで使用できるように設定し、あらかじめ接続してください。
- ③ 有効な第四世代税理士用電子証明書
 

※暗証番号(PIN)をご用意ください。
- ④ 税理士名簿情報の確認

電子証明書の発行には、税理士名簿に登録されている情報を基に審査を行います。
自宅住所、事務所所在地等が変更になっている場合は、税理士名簿の変更登録申請を行い、名簿に反映されたのち、申込手続きを行ってください。
※お申込み画面からの変更はできません。

1 日本税理士会連合会のホームページへアクセス

<<https://www.nichizeiren.or.jp/>>



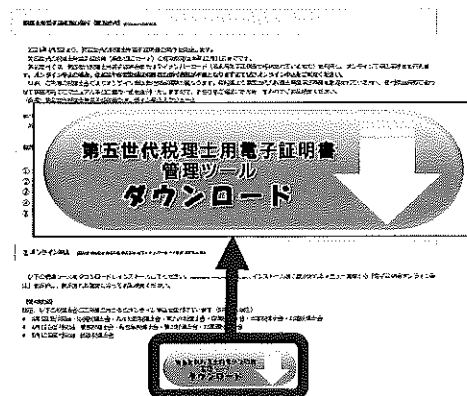
※オンライン申込みに必要な第五世代管理ツールのダウンロードを行います。

※第四世代管理ツールはアンインストールされますが、第五世代管理ツールで第四世代税理士用電子証明書を読み込むことができます。

2 「第五世代税理士用電子証明書」をクリック



3 ダウンロードボタンをクリック

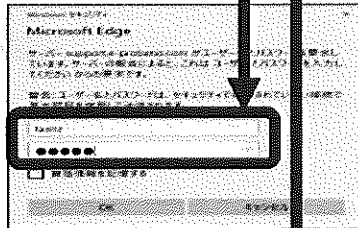


4 以下のユーザー名・パスワードを入力

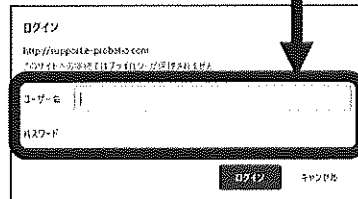
お使いのパソコンによって入力画面の表示は異なります。

ユーザー名 taxnz
パスワード taxnz

表示例①



表示例②



※ユーザー名・パスワードは全会員共通のものであります。

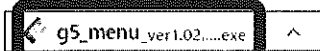
5 画面下部の表示をクリック

お使いのパソコンによって画面の表示は異なります。

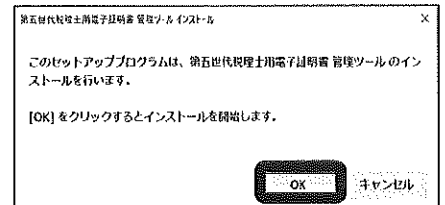
表示例① [実行]をクリック。

実行(R)

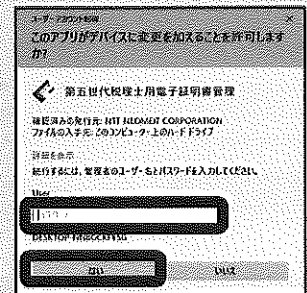
表示例② 画面左下の表示をクリック。



6 「OK」をクリック



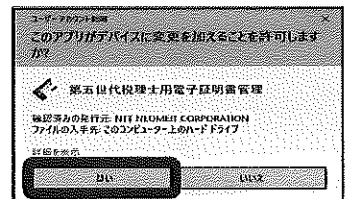
パソコンの設定により、以下の画面が表示されることがあります。



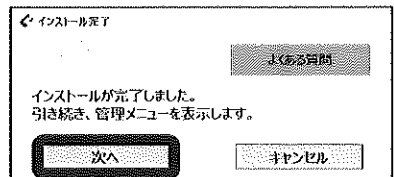
管理者アカウントのパスワードを入力後、「はい」をクリック

※管理者アカウントのパスワードはパソコンごとに設定されておりますので、事務所のネットワーク管理者等にご確認ください。

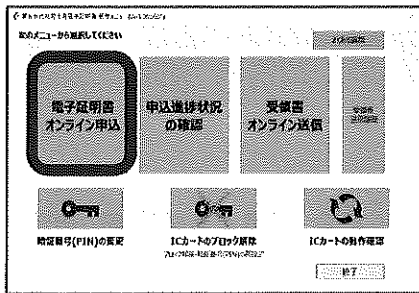
7 「はい」をクリック



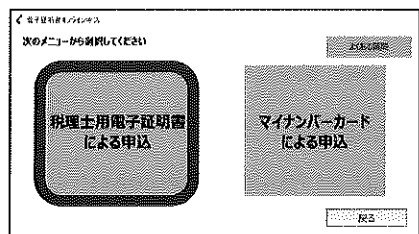
8 「次へ」をクリック



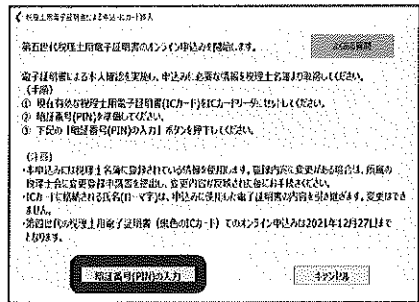
9 「電子証明書オンライン申込」をクリック



10 「税理士用電子証明書による申込」をクリック

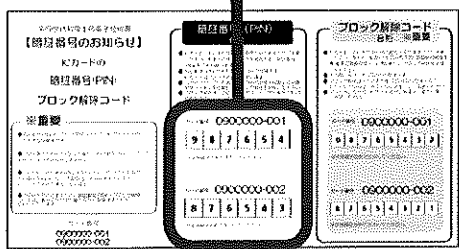
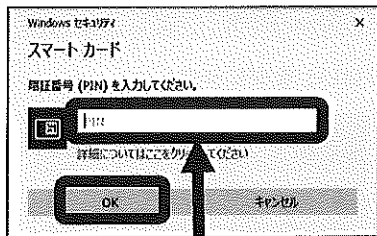


11 全ての注意事項を確認し、「暗証番号(PIN)の入力」をクリック



12 暗証番号(PIN)を入力して「OK」をクリックし、電子署名を用いた申込みに進む

ICカードを2枚以上お持ちの方
暗証番号(PIN)はICカードごとに異なります。
カード番号に対応したものを入力してください。

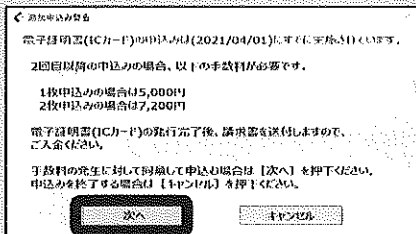


※暗証番号(PIN)を15回連続で間違えるとICカードは使用できなくなります。

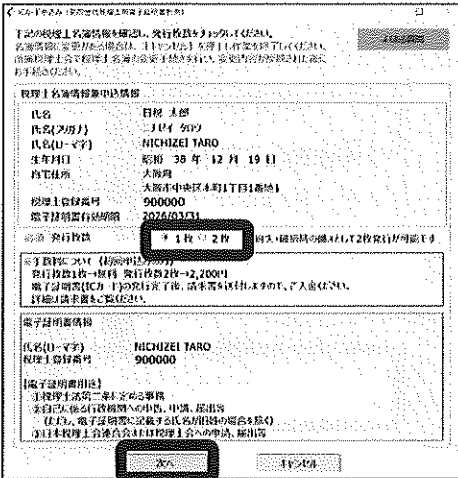
13 1~4の項目を全て確認し、☑を入れて「次へ」をクリック



既にお申込みされている場合は手数料の案内画面が表示されます。



14 申込情報を確認し、発行枚数を選択し「次へ」をクリック

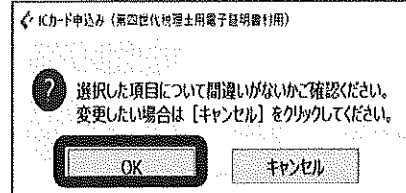


初回申込みの方の交付手数料

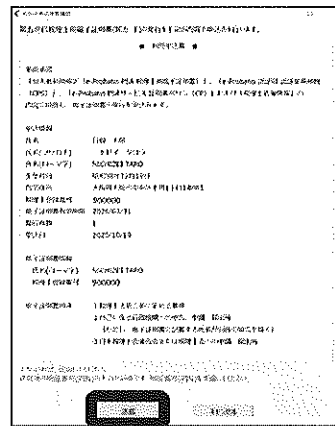
- 1枚申込み：無料
- 2枚申込み：2,200円

電子証明書の発行完了後、請求書（はがき）を送付いたしますので、ご入金ください。

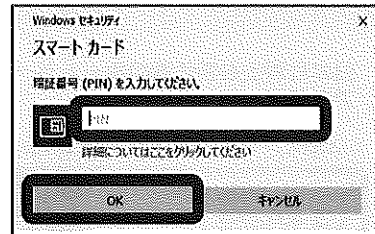
15 発行枚数を確認し、「OK」をクリック



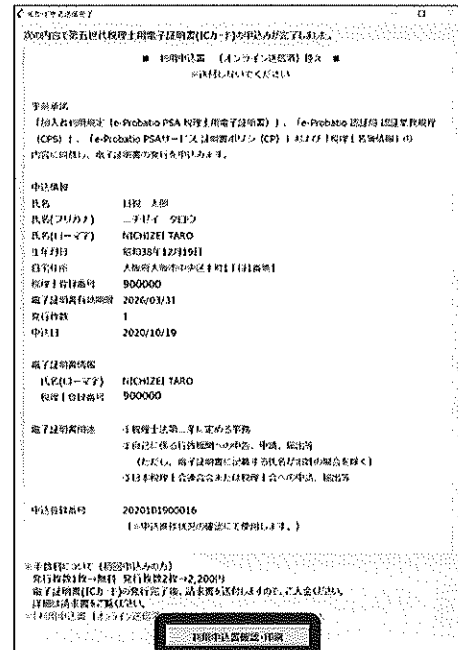
16 申込内容を確認し「送信」をクリック



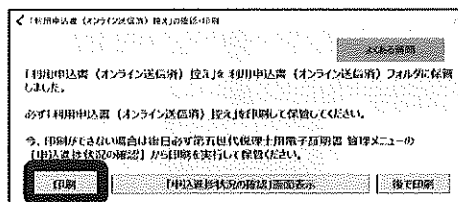
17 暗証番号(PIN)を入力して「OK」をクリックし、電子署名を付与



18 「利用申込書確認・印刷」をクリック



19 「印刷」を実行し完了



※印刷物の郵送は不要です。

令和3年5月12日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 中野 敦夫

副支部長 吉田 福一

税対部長 林 正浩

確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 令和3年3月16日～3月26日

◎回収件数/熊谷支部会員総数 28/163 (回収率 17.1%)

1. キララ上柴会場での申告指導について

現状のままでよい 14名 改善すべきである 4名

[主な意見]

- ・受付は署職員がやるべき。
- ・マイナンバー確認は時間がかかり署職員の負担が大きい。税理士がマイナンバーを確認できるように検討できないだろうか。
- ・新型コロナウイルス感染症対策は万全であり安心して従事できた。
- ・納税者の人数制限が上手くできていた。
- ・人数制限をしてよかった。
- ・受付票にマイナンバー書類の有無を記載する欄を設けてはどうか。
- ・夫婦で来場している方がいた。一人での来場を案内すべき。
- ・整理券の配布が短時間で終了してしまっている。受付体制の見直しが必要ではないか。
- ・最初の方の日程では整理券がすぐ配布終了になってしまい、早い時間から並んで待たされた挙句に整理券をもらえず怒る方が多かった。納税者を分散させる方法を検討すべき。

2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 9名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ・担当者が変わり準備や対応に戸惑いがあったが無事終了し、来年度以降の改善点を話し合うことができた。職員の協力を感謝している。(江南)
- ・来場する納税者が少なかったが、時節柄仕方ないと思う。(熊谷)
- ・書面での申告書提出が多い。事前の準備が必要ではあるが、e-Taxの件数増加には国税庁ホームページを活用すべき。(熊谷)
- ・前年分の申告書を確認したら、専従者給与を支給しておきながら配偶者控除を適用させているもの、貸借対照表を作成せず総勘定元帳も無いのに65万円の青色申告特別控除を適用させているもの、事業的規模ではない不動産所得者が専従者給与を必要経費にしているものがあった。職員のレベルアップが必要である。(深谷)

3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 10名 改善すべきである 1名

[主な意見]

- ・e-Tax代理送信は税理士が行うべき確申期税務支援といえるのか。
- ・担当職員も納税者も慣れていてスムーズに執務できた。

4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 7名 改善すべきである 5名

[主な意見]

- ・従事者が限定されている。
- ・熊谷支部全体としての従事日数を減らす必要がある。
- ・午前午後ともに休憩が一回しかない。回数を増やすべき。
- ・スマホやパソコンの操作方法についての問い合わせが多いので、研修に入れてみてはどうか。
- ・e-Tax入力画面上での操作について質問した納税者が、コールセンターとe-Taxヘルプデスクでたらい回しにされた事案があった。コールセンターで対応すべき内容ではないのでは。
- ・納税者は税務署職員が電話に出ているものと思い込んでいる。税務署ではなくコールセンターである旨を納税者へ明確にアナウンスしてほしい。
- ・電話相談で申告書を一からすべて作り上げる納税者がいる。コールセンターの趣旨とは違うのではないか。また、長電話になってしまい迷惑である。

5. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 17名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ・税理士の社会貢献・広報活動と理解している。
- ・市町村の広報誌に相談日・担当税理士・電話番号を掲載するほうがよい。
- ・一般的な内容の相談で済んだ。
- ・当初の目的は税理士事務所の敷居を低くすることにあったと思うが、効果があったのか検証した方がよい。
- ・

6. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・国税が申告不要で市県民税のみ申告する人のために、市県民税を電子申告できるようにしてはどうだろうか。
- ・コロナを理由にした税務支援従事拒否が相次げば、従事する人に負担が大きくなってしまう。